

重 要 事 項 説 明 書（別 紙）

1.基本料金(介護保険適用費用)

天草市が交付する「介護保険負担割合証」に記載された負担割合が利用料として適用されます。

<7時間以上8時間未満の場合>

介護度別 法定利用料	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援 1	482 円	964 円	1,446 円
要支援 2	510 円	1,020 円	1,530 円
要介護 1	520 円	1,040 円	1,560 円
要介護 2	539 円	1,078 円	1,617 円
要介護 3	557 円	1,114 円	1,671 円
要介護 4	575 円	1,150 円	1,725 円
要介護 5	595 円	1,190 円	1,785 円

<8時間以上9時間未満の場合>

介護度別 法定利用料	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援 1	498 円	996 円	1,494 円
要支援 2	526 円	1,052 円	1,578 円
要介護 1	537 円	1,074 円	1,611 円
要介護 2	556 円	1,112 円	1,668 円
要介護 3	575 円	1,150 円	1,725 円
要介護 4	594 円	1,188 円	1,782 円
要介護 5	615 円	1,230 円	1,845 円

2.加算料金

事業所の提供するサービス(介護職員の人員配置・資格等)に応じて加算されます。

○	延長加算	9時間以上10時間未満	50円/回
		10時間以上11時間未満	100円/回
	1回の利用に於いて、9時間を上回って利用された場合に算定されます。	11時間以上12時間未満	150円/回
		12時間以上13時間未満	200円/回
		13時間以上14時間未満	250円/回
	個別機能訓練加算	27円/日	
理学療法士等を配置し、1日120分以上の機能訓練を行った場合に加算されます。			
	生活機能向上連携加算	200円/月	
医師・理学療法士等が事業所を訪問し、介護職員等と共同してアセスメント・個別機能訓練計画の作成・評価(3ヶ月に1回)した場合。 利用者の心身の状況に応じた機能訓練を提供している場合に加算されます。 ※個別訓練機能加算を算定している場合は100円/月			
○	入浴介助加算	50円/日	
	利用者の入浴中介助を行った場合に加算されます。(見守りを含む)		
	若年性認知症利用者受入加算	60円/日	
若年性認知症(65才未満に発症した認知症)利用者を受け入れた場合に加算されます。			

	栄養改善加算	150円/回(月2回を限度) ※予防150円/月 管理栄養士を配置若しくは、他事業所の管理栄養士と連携している場合に加算されます。
	栄養スクリーニング加算	5円/回(6ヶ月に1回を限度とする) 利用開始時及び6ヶ月毎に栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算されます。
	口腔機能向上加算	150円/回(月2回を限度) ※予防150円/月 看護師等を配置して、口腔機能を向上した場合に加算されます。
	送迎を行わない場合の減算	△47円/片道 利用者が自ら通う場合、利用者の家族が送迎を行う場合などに減算されます。
	サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	18円/日 介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合に加算されます。
	サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)	12円/日 介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合に加算されます。
○	サービス提供体制強化加算Ⅱ	6円/日 介護従事者の総数の内、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である場合に加算されます。
○	介護職員処遇改善加算Ⅰ	(基本単価＋加算により算定した総単位数)×10.4% キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、及び職場環境等の要件を全て満たした場合、介護従事者の賃金改善に充てる事を目的に加算されます。
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	(基本単価＋加算により算定した総単位数)×7.6% キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、及び職場環境等の要件を全て満たした場合、介護従事者の賃金改善に充てる事を目的に加算されます。
	介護職員処遇改善加算Ⅲ	(基本単価＋加算により算定した総単位数)×4.2% キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれか、及び職場環境等の要件を全て満たした場合、介護従事者の賃金改善に充てる事を目的に加算されます。
	介護職員処遇改善加算Ⅳ	加算Ⅲ×90% キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ、職場環境等の要件のいずれかを満たした場合、介護従事者の賃金改善に充てる事を目的に加算されます。
	介護職員処遇改善加算Ⅴ	加算Ⅲ×80% キャリアパス要件及び、職場環境等の要件のいずれも満たしていない対象事業者の場合、介護従事者の賃金改善に充てる事を目的に加算されます。
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	(基本単価＋加算により算定した総単位数)×3.1% 介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件のすべてを満たした場合、介護従事者の賃金改善に充てる事を目的に加算されます。
○	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	(基本単価＋加算により算定した総単位数)×2.4% 現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件のすべてを満たした場合、介護従事者の賃金改善に充てる事を目的に加算されます。

①新規契約者利用欄

上記の重要事項について説明を受け同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名:

家族氏名(代筆者):

②既存利用者使用欄

令和 年 月 日 書類送付

令和 年 月 日 利用者名: 様、ご家族 様(続柄):

上記の重要事項の変更について、(電話・口頭)にて説明し同意を頂いた。 説明者: